



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3051 号 2016.5.31 発行

子どもの買春・ポルノ被害、3人に1人が障害ある子 朝日新聞 2016年5月30日

児童相談所が把握した子ども買春や子どもポルノの被害者の3人に1人が知的障害や発達障害などの何らかの障害があるか、その境界域とみられることが厚生労働省の調査でわかった。被害者の2割は未就学の子どもと小学生が占めた。障害を抱える子どもたちへの性的搾取のリスクが高く、被害が低年齢者に広がっていることが浮き彫りになった。

児相がかかわる子どもたちの性的搾取の被害について調べたのは初めて。

調査は、厚生省の「児童相談所における児童買春・児童ポルノ被害児童への対応状況に関する調査研究事業研究会」（委員長＝湯沢直美・立教大教授）が2月、全国の児童福祉司2934人を対象に実施。昨年4～9月に対応したケースのうち買春やポルノの被害が含まれているものを集計した。回収率は78・3％。

調査によると、被害者は計266人。9割超が女の子だった。年齢は13～15歳が43・6％、16～18歳が33・5％を占めたが、6～12歳が18％、1～5歳も6人いた。買春が59％、ポルノが31％、買春とポルノの複合被害が10％だった。

介護職員の技能に「段位」…官民で認定制度、専門性高める狙い

◆介護職員のキャリア段位認定の流れ



読売新聞 2016年5月30日

認知症などで手厚い介護が必要な高齢者が増える中、国や民間団体の間で、介護職員の専門性を高める仕組み作りが注目を集めている。

知識や技術が向上することで、賃金の引き上げにつながることもあり、人手不足対策としての期待感もあるようだ。

■上司らが評価

「自信を持って仕事にとり組めるようになりました」と話すのは、東京都練馬区の介護事業所「優っくり村石神井台沼辺」で働く当宮吉智さん（39）。昨年5月、「介護プロフェッショナルキャリア段位」を取得した。

この制度は介護職員の技量を客観的に評価し、やりがいや処遇改善につなげるため、2012年に内閣府が創設し、現在は厚生労働省が所管している。現在は、職員の技能に応じて、4段階の段位を与えている。同じ職場で働き、一定の講習を受けた先輩職員や上司らが「アセッサー」として、技能を評価するのが特徴だ。

当宮さんが取得したのは、初任者向けの段位に当たる「レベル2〈1〉」。同じ職場で働

く看護師の佐藤史枝さん（48）がアセッサー資格を取得したのをきっかけに挑戦した。

佐藤さんの助言を受けながら、62項目のチェックポイントをすべてクリアした。具体的には、「おむつ交換の際に、プライバシーの配慮をしているか」「食事介助では、のみ込んだことを確認してから、次の一口を運んだか」といった項目だ。

現行で最上段の「レベル4」は、衛生管理や高齢者とのコミュニケーションなどの項目も加わり、148項目が課せられるという。

当宮さんは「自分ではできていると思っていたり、全く気づかずにいたことを指摘されて、目からうろこが落ちた」と振り返る。

■基本給上がる

「優っくり村」を運営する社会福祉法人奉優会では、キャリア段位の取得などでポイントを集めると、基本給が上がる仕組みを2015年度から実施。これまでに法人全体で7人が段位の認定を受けた。

アセッサーの佐藤さんは、「漫然とやってしまいがちな介助の動作にも、実は事故や感染を防ぐなどの意味があることを理解してもらえた。周りの職員も意識が変わったようだ」と制度を評価する。

段位認定を行う一般社団法人シルバーサービス振興会によると、アセッサー数は1万1863人、認定者数は1505人に上る。厚労省の担当者は「知識だけでなく、実践的な能力を評価する仕組みとして有用。今後の広がり期待したい」と話す。

■業務の合間に

介護職員の専門性向上の動きは、職員側の団体からも起きている。

日本介護福祉士会などは、介護福祉士の上位資格として、「認定介護福祉士」の資格制度の創設を目指している。高い介護の知識と技術に加え、医師や看護師など、医療スタッフとも連携し、介護サービス全体の運営管理を担える人材を育成することが目的だ。

11～12年度には、モデル事業として、チームリーダーや施設長など、職員を束ねる立場の人材を全国から集めて、講習を実施。昨年末には、養成と資格認定を行う「認定介護福祉士認証・認定機構」を設立した。今年度中にも認定介護福祉士が誕生する見込みだ。

ただ、どちらも普段の業務の合間で行うため、職員や事業所の負担が大きい点が課題となっている。このため、これらの仕組みを普及させるには、認定を受けた職員が多い事業所の介護報酬を引き上げるなどの支援が求められそうだ。（飯田祐子）



有楽町で「農福」マルシェ 障害者が生鮮野菜など販売 産経新聞 2016年5月30日



障害者就労施設で作られた食品を購入する塩崎恭久厚労相（左）と森山裕農水相（左から2人目）＝30日、東京都千代田区（西村利也撮影）

厚生労働省と農林水産省は30日、農業に取り組んでいる障害者就労施設による野菜などの即売会「農福連携マルシェ2016」を東京都千代田区のJR有楽町駅前で開催した。農業と福祉分野の連携事業の一環で、16施設が出店し、手作りの食品や自然栽培の生鮮野菜などを販売した。小雨が降る天気にもかかわらず、会場は多く

の人でにぎわった。

開催記念セレモニーには塩崎恭久厚労相や森山裕農水相、安倍昭恵首相夫人らが出席。森山氏は「農福連携で作られた農林水産物の評価が全国に広がるよう、（両省で）努力していく」と強調。昭恵夫人は「2つの省が一緒になり、ひとつのことに取り組むことがこれからの日本があるべき姿を示している」と述べた。

両省は農福連携が、障害者の職域拡大や農業の担い手不足の解消など農業と福祉の両分野の課題解決につながると期待している。

障害者施設の商品お得に購入 「プレミアム商品券」500円分が半額、6万枚発行 奈良

産経新聞 2016年5月31日

県は、県内の障害者支援施設で作られた商品を“お得に”購入できる「障害者応援プレミアム商品券」を今年も発行する。1枚500円の商品券が半額の250円で購入できるもので、県内の障害者支援施設で働く人が作った商品を多くの人に購入してもらい、障害者の賃金アップや意欲づくりにつなげるのが狙いだ。

商品券は平成27年度、国の地方創生交付金を活用して発行。28年度は国の交付金ではなく、県の財源を使って6万枚を発行する。有効期間は31日から来年2月5日で、各施設などで購入できる。商品券を取り扱っている店や施設は83あり、今後増える可能性もある。

障害者支援施設の商品をPRしようと、県は7月から各地の障害者施設で作られた菓子やパン、雑貨などを販売するイベント「はたらく障害者応援フェア」も開催する。県内の商業施設や道の駅が会場で、商品券も販売される。開催予定は7月9、10日が「イオンモール高の原」（京都府木津川市）▽8月20、21日が「エコー・マミ」（香芝市・広陵町）▽9月10、11日が「イオンモール高の原」ーなど。

担当者は「会場では手作りのものやおいしいもの、おしゃれなものが盛りだくさん。ぜひお得な商品券で購入してほしい」としている。

商品券を取り扱っている店や施設など、詳細については「はたらく障害者応援プレミアム商品券事務局」（(電)0742・93・3244）へ。

キワニス社会公益賞、NPO法人「e-ライフサポート」 神奈川

産経新聞 2016年5月31日

■障害者に「生きがい」の場 「医療機関や行政巻き込む“核”に」

社会公益のために貢献してきた団体、個人に贈られる第39回キワニス社会公益賞（横浜キワニスクラブ主催）に、障害者への福祉サービスや相談業務に取り組むNPO法人「e-ライフサポート」（鎌倉市）が選ばれた。来月2日に横浜市内のホテルで授賞式が行われるのを前に、同法人の活動を紹介する。（川上朝栄）



「障害者が一人の人間として生きていくうえでは、“受け皿”が必要だ」

障害者の働く場や生きがいの場である「地域活動支援センター」などを運営する「e-ライフサポート」理事長の平塚恵一さん（63）は、こう語る。

鎌倉市職員として障害児の療育相談などに携わる中で、「養護学校を卒業した障害者の行き場がない」という事実を目の当たりにしていた。成人した障害者を受け入れる施設が少なく、自宅に閉じ籠もりがちになるケースが多かった。

「成人した障害者がどう生きていくかが大きな課題だ」

その志を胸に市を退職。昭和60年、市内に障害者が働く場を立ち上げた。当初は障害者への理解不足から「なかなか建物を貸してくれず、途方に暮れた」（平塚さん）といい、自らが建物を購入して作業所開設にこぎ着けたケースもあった。

運営資金を切り詰めるため、今の事務所に置かれている机や椅子の多くは職員らの手作りだ。



「テキパキとやっちゃおう」

支援センター内に元気のいい声が響きわたり、菓子を入れる紙箱をテーブルの上で手際

よく組み立てていく。作業はおしゃべりしながらで、みな笑顔に満ちていた。

紙箱組み立てといった軽作業、点字の書類、名刺などの製作にも取り組んでいる。

もう一つの柱となっているのが障害者関連の相談業務だ。就労、福祉サービスなど相談対応は年間1万件にも上るといふ。

平成26年に障害者総合支援法が施行され、従来「精神・知的・身体」の3障害だった「障害者」の定義に筋ジストロフィーなど約200種の難病も加わったことから、相談範囲が広がっただけでなく高い専門性も要求されるようになった。だからこそ一人一人の声に丁寧に聞くことが求められ、「どのような暮らしを望んでいるかなど、まずは本人や家族らと話し合わなければならない」。

障害者が外出する際の移動支援や居宅介護、リハビリなど、「e-ライフサポート」設立当時にはなかったサービスが社会的に充実しつつあるが、「障害者がどのようなサービスを利用できるのか。これらの情報が不足しており、制度を十分生かし切れていない」とも感じている。

「医療機関や行政などを巻き込む地域の“核”になって、一人一人にとって的確なサービスを提供する。そして一人でも多くの障害のある方々が地域の中で生きる喜びを感じてもらいたい」。力強く前を見据えた。

リオ市が障害者専用バスを運行へ パラリンピック期間中 東京新聞 2016年5月30日

パラリンピック開幕まで100日となり、記者会見するブラジル・パラリンピック委員会のパーソンズ会長＝30日、リオデジャネイロ（共同）

【リオデジャネイロ共同】リオデジャネイロ・パラリンピックの開幕まで100日となった30日、リオ市が記者会見を開き、大会期間中はメイン会場の五輪公園や開閉会式会場のマラカナン競技場、マラソン発着地点となるサンボドロモなど各会場をつなぐ障害者専用のシャトルバスを運行すると発表した。また入場券総販売数の5分の1に相当する50万枚を通信制学校の生徒らに無料配布する。ブラジル・パラリンピック委員会のパーソンズ会長は「幅広い層にかけがえのない経験をしてほしい」と述べた。



交通インフラのバリアフリー化では、市内の歩道の6千平方メートルほどをコンクリートで舗装する。

発達障害児療育、県内全域で 県、個別にプログラム提供

日本経済新聞 2016年5月31日

埼玉県は発達障害の児童が療育に取り組む「地域療育センター」を県内全域に拡大する。6月1日に県北部地域の拠点寄居町に開設。今夏、さらに2カ所を開設し9拠点に広げる。人とのコミュニケーションが難しかったり、落ち着いていられなかったりするなど発達障害の特性を持つ児童を専門家が観察し、改善するための個別の療育プログラムを提供する。

県は昨年度、地域療育センターを6拠点開設している。北部エリアのほか、今夏をメドに未整備だった川越市周辺の川越・比企地域、川口市周辺の南部地域にも開設する。県内（政令指定都市のさいたま市を除く）に住む小学校就学前から小学校3年生の児童が利用できる。

各センターに作業療法士や言語聴覚士など2人程度の専門家が常駐。発達障害の特性が気になる保護者が各センターに申し込むと、専門家が児童の行動を観察するほか、発達状況を検査する。個別に療育が必要な児童には、月1回程度の療育プログラムを組み、保護者にも家庭での取り組みを助言する。

療育プログラムは1回1000円で、発達検査は無料。2016年度の事業費は約1億円を見込む。

少年の立ち直り支援で連携 県警と鑑別所、全国初 中日新聞 2016年5月31日 滋賀
協定を交わす渡辺県警本部長（左）と寺崎大津少年鑑別所長＝
県警本部で



県警と大津少年鑑別所（大津市大平）は三十日、非行少年の立ち直り支援で連携を深める協定を締結した。鑑別所で対応できる高度な心理検査や性格検査を、県警の立ち直り支援の取り組みに生かしていく。県警少年課によると、警察と鑑別所が協定を結ぶのは全国で初めて。

県警では、補導後などで継続的に立ち直りを支援している少年が常時百人ほどいる。中には発達障害や知的障害が非行に影響しているとみられるケースがあるという。

協定により、より高度な検査に対応できる鑑別所を通じ、少年を福祉や医療の専門家につないだり、本人にとってよりの確な支援方法を探ったりすることが可能になる。今後は、本人と保護者が同意した場合に鑑別所へ紹介する仕組みを取る。

協定締結式が県警本部であり、県警の渡辺国佳本部長と大津少年鑑別所の寺崎武彦所長が出席。それぞれ協定書に署名、押印した。

渡辺本部長は「少年への支援がより効果的になる」と期待を示した。寺崎所長は「支援にはネットワークで対応することも大切。個々人に合った適切な対応で、問題行動が広がる前の対処につながれば」と述べた。（角雄記）

社説：消費増税の再延期 首相はまたも逃げるのか 朝日新聞 2016年5月31日

来年4月の予定だった10%への消費増税を2年半先送りし、実施は19年10月とする。

安倍首相が、政府・与党幹部に増税延期の方針を伝えた。もともと15年10月と決まっていたのを17年4月に延ばしたのに続き、2度目の先送りである。

なぜ19年10月なのか。

首相の自民党総裁としての任期は18年秋まで。首相在任中は増税を避けたい。そして19年春～夏に統一地方選と参院選がある。国民に負担増を求める政策は選挙で不利になりかねない。だから選挙後にしよう――。

そんな見方が、与党内でもささやかれている。

■「一体改革」はどこへ

私たち今を生きる世代は、社会保障財源の相当部分を国債発行という将来世代へのつけ回しに頼っている。その構造が、1千兆円を超えて国の借金が増え続ける財政難を招いている。だから、税収が景気に左右されにくい消費税を増税し、借金返済に充てる分も含めすべて社会保障に回す。これが自民、公明、民主（当時）3党による「税と社会保障の一体改革」だ。

国民に負担を求める増税を、選挙や政局から切り離しつつ、3党が責任をもって実施する。それが一体改革の意味だった。選挙に絡めて増税を2度も延期しようとする首相の判断は、一体改革の精神をないがしろにするとと言われても仕方がない。

首相は1度目の増税延期を表明した14年11月の記者会見で、次のように語っていた。

「財政再建の旗を降ろすことは決してない。国際社会で我が国への信頼を確保し、社会保障を次世代に引き渡していく安倍内閣の立場は一切揺らがない」

「(増税を) 再び延期することはないと断言する」

この国民との約束はどこへ行ったのか。

■「リーマン」とは異なる

首相が繰り返す通り、リーマン・ショック級や東日本大震災並みの経済混乱に見舞われた時は、増税の延期は当然だ。

足元の景気は確かにさえない。四半期ごとの実質経済成長率は、年率換算でプラスマイナス1%台の一進一退が続く。一方、リーマン直後の成長率はマイナス15%に達した。大震災時の7%を超えるマイナス成長と比べても明らかに異なる。

それでも消費増税を延期したい首相が、伊勢志摩サミットで持ち出したのが「世界経済が通常の景気循環を超えて危機に陥る大きなリスクに直面している」というストーリーだ。

アベノミクスは順調だ、だが新興国を中心に海外経済が不安だから増税できない、そう言いたいのだろう。これに対し、独英両国などから異論が出たのは、客観的な経済データを見れば当然のことだ。

一方、野党は増税延期について「アベノミクスが失敗した証拠だ」と首相に退陣を求める。だがアベノミクスの成否を論じる前に、それが日本経済への処方箋(せん)として誤っていないか、改めて考える必要がある。

一国の経済の実力を示す指標に「潜在成長率」がある。日本経済のそれはゼロパーセント台にすぎないと政府も認める。

潜在成長率を高めるには、どんな施策に力を注ぐべきか。

まず保育や介護など社会保障分野だ。税制と予算による再分配を通じて、支えが必要な人が給付を受けられるようにする。保育士や介護職員の待遇を改善し、サービス提供力を高めていく。負担と給付を通じた充実が、おカネを循環させて雇用を生むことにつながる。

温暖化対策や省エネ、人工知能開発など、有望な分野への投資を促す規制改革も大切だ。

■アベノミクス修正を

これらの施策は短期間では成果が出にくいから、金融緩和や財政で下支えする。その際に副作用への目配りを怠らない。それが経済運営の王道だろう。

だがアベノミクスは「第1の矢」の異次元金融緩和で物価上昇への「期待」を高め、それをてこに消費や投資を促そうとしてきた。金融緩和を後押しする「第2の矢」である財政では、大型補正予算の編成など「機動的な運営」を強調する。

首相はサミットを締めくくる記者会見で「アベノミクスのエンジンをもう一度、最大限ふかしていく」と強調した。

しかし金融緩和の手段として日本銀行が多額の国債を買い続ける現状は、政府の財政規律をゆるめる危うさがつきまとう。補正予算も公共事業積み増しや消費喚起策が中心では、一時的に景気を支えても財政悪化を招き、将来への不安につながる。

首相がいまなすべきは金融緩和や財政出動を再び「ふかす」ことではない。アベノミクスの限界と弊害を直視し、軌道修正すること。そして、一体改革という公約を守り、国民の将来不安を減らしていくことだ。

選挙を前に、国民に痛みを求める政策から逃げることは、一国を率いる政治家としての責任から逃げることに等しい。

税と社会保障の将来に大きな影響を与え、これまでの首相の発言ともつじつまが合わない判断だ。

安倍晋三首相は来年4月に予定されていた消費増税を2年半後に先送りする方針を固めた。首相は通常国会の閉幕間際に政府・与党内で調整を急いでいる。

2014年11月18日、増税の1年半延期を決め衆院を解散して民意を問う際に首相は記者会見し、「再び延期することはない。ここで皆さんにはっきりと断言いたします。必ずや（増税可能な）経済状況をつくり出す」と語っていた。

発言の重みはどこへ

それが1年半を経て、180度近い方針転換である。首相発言の重みやこれまでの国民との約束はどうなってしまうのか。しかも、その根拠は著しく説得力を欠いている。

第一の問題点は、海外の経済状況に再延期の責任を転嫁しようとしていることだ。

首相は主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）で世界経済が「リーマン・ショック前に似ている」との認識を示し、「危機に陥る大きなリスクに直面している」と記者会見で強調した。再延期の判断基準を首相は「リーマン・ショックや東日本大震災のような事態」と説明してきた。増税再延期の地ならしをサミットで図ったとみられている。

だが、首相の認識は、ほかの首脳とは異なる。英仏の両首脳は「危機ではない」と述べていた。サミットの首脳宣言も「新たな危機に陥ることを回避する努力を強化する」との表現であり、首相の言いぶりとは落差がある。

むしろ問題があるとすれば、国内の経済状況の方だろう。デフレ脱却の道筋は見え、日本経済は本格的な回復に至っていない。

増税できないほど状況がよくないというのであれば、まずはアベノミクスの失敗を率直に認めるべきだ。海外要因を挙げて正当化しようというのでは、議論が逆立ちしている。

第二の問題点は、増税再延期がもたらす社会保障への影響だ。

税率を10%に上げることで、政府は低所得年金受給者への給付金など社会保障の充実に1・5兆円程度をあてる予定だった。子育て支援など「1億総活躍社会」のプランもまとめたばかりだ。保育士や介護士の賃金改善だけでも2000億円規模の財源が必要だが、確保はますます難しくなる。

財政再建への影響も懸念される。国と地方の借金は1000兆円を超え、先進国で最悪の水準だ。政府は「基礎的財政収支の20年度黒字化」を目標としているが、再延期すると達成は一段と厳しくなる。

今回の判断は首相が憲法改正のステップと位置づける参院選直前のタイミングで下された。14年の衆院解散と同様、税制を政権維持の道具に使う構図が繰り返される。

アベノミクスの効果が暮らしに反映されず、多くの国民の生活実感が厳しさを増しているのは事実だろう。毎日新聞の最新の世論調査では10%への引き上げについて66%が先送りに賛成している。

消費税率を2段階で10%に引き上げる道筋は野田佳彦内閣時代の12年、自民、公明、民主による3党合意に基づく。選挙で逆風を呼びやすい増税問題を政争から分離することで、社会保障の安定財源を確保しようとする政治の知恵だった。合意当時の世論調査では、44%の人が関連法の成立を評価している。

政治への信頼を損なう

それが今、首相は再延期方針を固め、民主党を継承した民進党も来春の増税に反対している。合意の枠組みはもはや実質的に崩壊寸前と言っても過言ではあるまい。

危機的な財政と、急増する社会保障の需要に対処するためには、安定財源が欠かせない。私たちは来春に増税を予定通り実施できる環境整備の必要性を主張してきた。

10%への引き上げと同時に、食料品など生活必需品の税率を抑えるための軽減税率が導入されることが決まっている。低所得者の負担感がある程度、軽減されることが期待されている。

ところが首相は国民に消費税の意義を説くどころか、逆にマイナス面をあおっているよ

うだ。

首相方針通りに増税が2年半延期された場合、実施は19年10月となるため、同年の統一地方選や参院選以降となる。しかも首相の自民党総裁としての任期は延長されない限り18年秋で切れるため、増税時期が任期を越えてしまう。国民の政治への信頼を損ないかねない無責任な対応である。

首相方針は与党内で十分な議論を経ないまま、いきなり示された。麻生太郎副総理兼財務相が首相の方針を聞いて難色を示し、再延期の場合は衆院を解散して民意を問うよう促したのも違和感の表れだろう。

野党は強く反発している。4野党は、再延期は経済失政が原因として首相に退陣を求め、内閣不信任決議案の提出を検討するなど通常国会は最終盤で緊迫している。

国民の生活に大きく影響する消費税に関する基本方針の転換だ。徹底的に議論を尽くすべきだ。

社説：ヘイトスピーチ 差別ない社会めざして

中日新聞 2016年5月31日

特定の人種や民族に対する差別的言動を繰り返すヘイトスピーチ。その対策法が成立した。個人の人権や尊厳を傷つける行為が許されないのは当然である。あらゆる差別がない社会をめざしたい。

「朝鮮人は日本から出ていけ」ー。排外的な主張を声高にとなえる団体が、各地でシュプレヒコールをあげる光景は、何とも残念だ。もはや社会現象となり、放置できない事態となっている。差別を受ける当事者にとっては、恐怖そのものだ。国連人種差別撤廃委員会も日本に対応を求めている。

今国会で成立した同法は、悪質極まるヘイトスピーチを食い止める姿勢を示したものだ。

「不当な差別的言動は許されない」と同法は強い表現で宣言している。ただし、具体的な禁止規定や罰則のない理念法である。どんな抑止効果を発揮するかは未知数だが、人権侵害をなくす一歩となることを期待する。

保護する対象は、適法に日本に居住する「本邦外出身者」とその子孫としたが、アイヌ民族や不法滞在者への差別が野放しになるという指摘があった。そのため、付帯決議で「法が定義する以外、いかなる差別的言動も許されるとの理解は誤り」と盛り込んだ。

「危害を加える旨を告知する」ことなどが差別的言動としたが、「著しく侮蔑する」言動も含まれた。どのような言葉まで対象になるか、わかりづらい点もある。

また、国や自治体には相談体制の整備や、教育、啓発活動の充実を求めている。ただ、街宣車などでのシュプレヒコールそのものを取り締まることはできない。これには、はがゆさを覚える人もいるだろう。

規制法でなく、理念法として誕生したのは、「表現の自由」とのかかわりがあるからだ。公権力がデモなどの表現活動を規制する足掛かりとなる恐れがありうる。

日本では戦前の言論弾圧の歴史から、原則として「表現の自由」の保障に例外を認めてこなかった。だから、本来は言論には言論で対抗する手法が望ましい。ヘイトスピーチにも、そうして対抗し、社会から根絶したい。

既に大勢の市民が反ヘイトの声をあげてデモを行っている。六月上旬に予告される川崎市内でのヘイトデモについても、川崎市議会が断固とした措置を求める要望書を市側に出した。いわれなき差別をなくす努力は、国民一人一人に課されている。

